

道銀ビジネス WEB サービス不正利用被害補償制度について

対象となるお客さま	「道銀ビジネス WEB サービス」をご契約いただいているお客さま。 お客さまに補償加入のための金銭的追加負担はございません。
取扱開始日	平成27年2月2日(月)より
補償の限度額	1事象あたりの補償限度額 3,000万円
制度の概要	本サービスをご利用中のお客さまが、第三者による不正アクセス等を受け、預金等の不正な払戻しが発生した場合に、お客さまの被害を当行が補償いたします。
補償の対象となる期間	平成27年2月2日以降のお取引において、被害発生日から30日以内に届出いただいた被害に限ります。 被害の届出とは、書面によるものに限らず、当行が不正利用の事実を知った日をいいます。
補償の対象とならない主な損害	<p>(1)被害が発生した時点において、当行が次に定める「お客さまに実施いただくセキュリティ対策」の導入がされていない場合</p> <p>【お客さまに実施いただくセキュリティ対策】</p> <p>ワンタイムパスワードを導入していただくこと</p> <p>ウイルス対策ソフトを導入していただくこと、かつウイルス対策ソフトの定義ファイルを最新のものにしていただくこと</p> <p>WindowsXP等のメーカーのサポート期限が経過した基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等を使用しないこと</p> <p>基本ソフト(OS)やウェブブラウザ、各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと</p> <p>ビジネス WEB サービスの各種パスワードを定期的に変更していただくこと</p> <p>ビジネス WEB サービスの1日あたりの振込限度額を必要以上に過大に設定しないこと</p> <p>当行が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用(目的外利用)をしないこと</p> <p>(2)お客さまの故意もしくは過失または法令違反による損害の場合 なお、「お客さま」とは、法人の代表者、ビジネス WEB の操作担当者、従業員、代表者のご家族、同居人、法定代理人、情報処理会社、業務委託を受けた方などを言います(以下についても同様)。</p> <p>(3)お客さまが加担した不正使用による損害の場合</p> <p>(4)警察に被害届を出さない場合</p> <p>(5)当行による被害調査または警察による捜査に対して協力しない場合</p> <p>(6)被害発生日の翌日から30日以内に当行に被害の届出がない場合</p> <p>(7)取扱開始前に発生した不正使用による損害の場合</p> <p>(8)天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害の場合</p>

<p>補償の対象とならない主な損害</p>	<p>(9) お客さまの故意または重大な過失によって本サービスの不正使用防止措置の効力を弱める行為(例: ログインID・パスワードの流出等)があった場合</p> <p>(10) お客さまが反社会的勢力に該当する場合</p> <p>「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)、および次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。</p> <p>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>
<p>不正使用の被害に遭われた場合</p>	<p>不正使用の被害に遭われた場合には、速やかにお客さまのお取引店または下記受付窓口までご連絡ください。</p>

<p>お問い合わせ先</p>	<p>補償制度の内容または被害に遭われた場合(平日)</p>	<p>お取引店 または ダイレクトバンキングセンター 0120-44-5589 (音声ガイダンスで「1」を選択) フリーダイヤルをご利用いただけない場合 011-818-0393 銀行営業日 9:00 ~ 17:00</p>
	<p>被害に遭われた場合(夜間・休日)</p>	<p>自動機サービスセンター 011-815-1291 不正払戻被害のお届けのみとなります。</p>

